

国民健康保険被保険者証の更新時期です

現在ご使用の国民健康保険被保険者証は、7月31日（土）で使用できなくなりますので、新しい保険証を世帯主あてに送付します。ただし、保険税に未納があり、納税相談が必要な方には、事前に更新のお知らせを送付しますので、期間内にご来庁ください。（保険税の納付状況によって、短期被保険者証又は資格証明書を交付する場合があります。）

問合せ／国保年金担当 ☎ 991-1870
春日部年金事務所 ☎ 737-7510

国民年金保険料の納付が困難な方には 免除制度があります

国民年金の第1号被保険者で、経済的な理由や災害などで国民年金保険料の納付が困難な方には、所得審査で承認された場合、保険料の納付が免除又は猶予される制度があります。

平成22年度免除申請受付が7月から始まります。

■免除制度／

- ・全額免除…保険料の全額が免除されます。
- ・一部免除…保険料の一部を納付することで、残りの保険料が免除されます。
〔所得審査の対象〕申請される方・配偶者・世帯主それぞれの平成21年中の所得。

■若年者納付猶予制度／

- 30歳未満の方には、免除制度のほかに若年者納付猶予制度があります。
- ※学生の方は対象外となります。学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。
〔所得審査の対象〕申請される方・配偶者それぞれの平成21年中の所得。

免除や若年者納付猶予が承認された期間は、10年以内であれば後から保険料を納付すること（追納）ができます。納付した部分は、将来受け取る老齢基礎年金の年金額に反映されます。

■申請に必要なもの／

- ・年金手帳
- ・印鑑
- ・失業などによる申請の場合には、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証など）。
- ・転入により松伏町で所得が確認できない方は、前住所地での平成21年中の所得証明書。
- ※代理人が申請に来られる場合は、本人確認のできるもの（免許証、パスポート等）。
- また、申請者と代理人が別世帯の場合は、委任状が必要になります。

問合せ／高齢福祉担当 ☎ 991-1884

後期高齢者医療保険からのお知らせ

今年度の保険料額が確定しました

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人ひとりに課されます。保険料の納付方法は、普通徴収（納付書又は口座振替）と特別徴収（年金天引き）があり、年金受給額等によって変わります。

■普通徴収（7月中旬に送付）／

町から送付される納付書で、納期内に役場や金融機関等でお支払いいただきます。
また、申請により口座振替がご利用いただけます。

■特別徴収（7月下旬に送付）／

年金支給の際に、年金の受給額から保険料が天引きされます。
（年度途中において被保険者資格を取得された方は、一定期間、普通徴収後に特別徴収に変更になります。）

現在、ご使用の後期高齢者医療被保険者証は、7月31日（土）で使用できなくなりますので、7月中旬に新しい保険証を送付します。